

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年11月5日(2009.11.5)

【公表番号】特表2002-500198(P2002-500198A)

【公表日】平成14年1月8日(2002.1.8)

【出願番号】特願2000-527273(P2000-527273)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/35	(2006.01)
A 6 1 P	37/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
C 0 7 K	14/415	(2006.01)
C 0 7 K	14/435	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02	
A 6 1 K	39/35	
A 6 1 P	37/00	
A 6 1 P	37/08	
C 0 7 K	14/415	
C 0 7 K	14/435	Z N A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年9月8日(2009.9.8)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】患者をポリペプチドアレルゲンに対して脱感作するための薬剤であつて、前記アレルゲンから誘導された5から50アミノ酸長のペプチドを含み、患者が有しているMHCクラスII分子に対する拘束がペプチドについて示され得、ペプチドが前記MHCクラスII分子を持つ患者において遅発型反応を誘発でき、前記ポリペプチドアレルゲンが、Der p I、Der p II、Der f I又はDer F IIのいずれか1つであり、アレルゲンが以下のもの：草、木及び雑草（ブタクサを含む）の花粉；真菌及び黴；ラッテクス、食品、咬む昆虫、ユスリカ類（咬まない蚊）；クモ及びダニ、イエバエ、ショウジョウバエ、ヒツジホホアカクロバエ、ラセンウジバエ、穀物ゾウムシ、カイコ、ミツバチ、咬まない蚊幼虫、ハチガ幼虫、ゴミムシダマシの幼虫、ゴキブリ、チャイロコメノゴミムシダマシ甲虫幼虫、イヌ、ウマ、ウシ、ブタ、ヒツジ、ウサギ、ラット、モルモット、マウス及びアレチネズミ等のネコ以外の哺乳動物のいずれかに存在する、薬剤。

【請求項2】ペプチドが前記アレルゲンから誘導された複数のペプチドを含有する組成物中に含まれる請求項1に記載の薬剤。

【請求項3】前記アレルゲンから誘導される複数のペプチドが、クラスII DR分子DR2、DR3、DR4及びDR7に対する拘束が示され得るペプチドを含み、但しこれらのペプチドはアレルゲンから誘導され得る、請求項2に記載の薬剤。

【請求項4】患者がMHCクラスDR分子DR2、DR3、DR4又はDR7のいずれか1つを有する、請求項1から3のいずれか一項に記載の薬剤。

【請求項5】患者がMHCクラスII分子DR4を有する、請求項1から4のいず

れか一項に記載の薬剤。

【請求項 6】 ポリペプチドアレルゲンから誘導される複数のペプチドを含んでなる組成物であって、各ペプチドは5から50アミノ酸長であり、組成物中のペプチドの少なくとも1つに対してMHCクラスII分子に対する拘束が示され得、組成物が与えられたMHCクラス分子を持つ個体において遅発型反応を誘発でき、前記ポリペプチドアレルゲンが、Der p I、Der p II、Der f I又はDer F IIのいずれか1つであり、アレルゲンが以下のもの：草、木及び雑草（ブタクサを含む）の花粉；真菌及び黴；ラッテクス、食品、咬む昆虫、ユスリカ類（咬まない蚊）；クモ及びダニ、イエバエ、ショウジョウバエ、ヒツジホホアカクロバエ、ラセンウジバエ、穀物ゾウムシ、カイコ、ミツバチ、咬まない蚊幼虫、ハチガ幼虫、ゴミムシダマシの幼虫、ゴキブリ、チャイロコメノゴミムシダマシ甲虫幼虫、イヌ、ウマ、ウシ、ブタ、ヒツジ、ウサギ、ラット、モルモット、マウス及びアレチネズミ等のネコ以外の哺乳動物のいずれかに存在する、組成物。

【請求項 7】 組成物中に少なくとも1つのペプチドが存在し、それに対してMHCクラスI IDR分子DR2、DR3、DR4及びDR7の各々の拘束が示され得、但し当該ペプチドがアレルゲンから誘導され得る、請求項6に記載の組成物。

【請求項 8】 医薬で用いるための、請求項6又は7に記載の組成物。

【請求項 9】 請求項6又は7に記載の組成物と、製薬的に許容される担体とを含んでなる製薬製剤。

【請求項 10】 前記薬剤が請求項6又は7に記載の組成物である、請求項1に記載の薬剤。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

「患者が有しているMHCクラスII分子に対する拘束がペプチドについて示され得る」により、我々は、ペプチドが患者が保有する特定のMHCクラスIIに結合できることを意味するものとする。これは、特定のペプチドは他のMHCクラスII分子には結合できないことを意味するのではない。ペプチドは一般に「自己」のMHC分子の関係においてのみ認識され、よって個体のT細胞によるMHC結合ペプチドの認識は、一般的にその個体の分子によって発現されたMHC分子に拘束される。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0023

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0023】

「遅発型反応」により、我々は、Allergy and Allergic Diseases (1997) A. B. Kay (編), Blackwell Science, pp1113-1130に記載された意味を包含させる。遅発型反応は、任意の遅発型反応（LPR）であってよい。好ましくは、ペプチドは遅発型喘息反応（LAR）又は遅発型鼻炎反応、又は遅発型皮膚反応又は遅発型の目の反応であり得る。特定のペプチドがLPRを誘発するか否かは、この分野で良く知られた方法によって決定でき；特に好ましい方法は、Handbook of Experimental Immunology (4) 127章, Wier DM編集, Blackwell Scientific Publications, 1986において、Cromwell O, Durham SR, Shaw R J, Mackay J 及び Kay ABにより、Provocation tests and measurements of mediators from mast cells and basophils in asthma and allergic rhinitis.として記載されている。特定のMHCクラスII分子を持つ全ての個体がアレルゲン又はアレルゲン誘導ペプチドの投与に続いてLPRを経験するわけではないが、これはLPRの誘発が、問題とする

アレルゲンに対する以前のアレルギー感作によるからである。